訴訟手続への外部の人材の関与制度の比較

			ドイツの労働参審制度										イギリスの労働参審制度										司法委員制度										専門委員制度									
			関与の内容					関与の要件					関与の内容					関与の要件					関与の内容					関与の要件					関与の内容					関与の要件				
			期日			評議		当然に関与	裁判所の判断		当事者の意向		期日			評議		当然に関与	裁判所の判断		当事者の意向		期日			評議		当然に関与	裁判所の判断		当事者の意向		期日			評議		当然に関与	裁判所の判断		当事者の意向	
			発問	説明	意見	意見	評決		職権	申立て	意見聴取	同意	発問	説明	意見	意見	評決		職権	申立て	意見聴取	同意	発問	説明	意見	意見	評決		職権	申立て	意見聴取	同意	発問	説明	意見	意見	評決		職権	申立て	意見聴取	同意
訴訟の手続段階		訴訟の進行についての協議	−				−						−				−						−				−						−	○	×	×	−		○		○	
	審理	争点及び証拠の整理	−	×	×	×	−						−	×	×	×	−						−	−	(○)	○	−		○				−	○	×	×	−		○		○	
		証拠調べ	○	×?	×?	○	−	○					○	×	×	○	−	○					−	−	(○)	○	−		○				−	○	×	×	−		○		○	
																							○	−	−	−	−		○				○	−	−	−	−		○			○
	和解		(−	−	○	○	○	○				)	(−	−	○	○	○	○				)	−	(補助) −	○	○	×		○				−	○	×	×	×		○			○
	判決		−	−	−	○	○	○					−	−	−	○	○	○					−	−	−	○	×		○				−	−	−	×	×					
関与が可能な事件等			・ 労働裁判所における労働関係の民事訴訟事件 注1） 「争点及び証拠の整理」欄は、訴訟弁論の準備（ドイツ労働裁判所法56条）について記載している。 注2） 非職業裁判官は証拠の採否の判断についても関与し得ると考えられる（ドイツ労働裁判所法55条４項参照）。 注3） 和解は、訴訟弁論の前に職業裁判官のみで行われる和解弁論が中心であるが、訴訟弁論段階での和解も行われる。「和解」欄は、訴訟弁論段階の和解について記載している。										・ 雇用審判所における労働関係の民事訴訟事件 注1） 「争点及び証拠の整理」欄は、指示審問（directions hearing）について記載している。 注2） 紛争の調整手続は、ＡＣＡＳにおけるあっせんが中心であるが、審問段階での和解も行われる。「和解」欄は、審問段階の和解について記載している。										・ 簡易裁判所における民事訴訟事件（訴訟の目的の価額が90万円を超えない請求） 注1） 期日において意見を述べる運用も行われている。 注2） 和解については、広く、裁判官の補助を行うことができる。										・ 民事訴訟事件全般（専門的な知見に基づく説明を聴く場合）									

◎ 本表は、各制度における関与の内容及び要件について、概括的に整理したものである。